

10.8 動物

10.8 動物

工事の実施、造成地の存在に伴い動物への影響が考えられるため、保全すべき種について予測及び評価を行った。

10.8.1 調査

(1) 調査内容

① 動物相の状況

調査項目は、生息種及び動物相の特徴とした。

② 保全すべき種の状況

調査項目は、環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブックの掲載種、関連法令に定められる希少野生動植物種、天然記念物等を抽出した保全すべき種の分布状況、生息環境等とした。

③ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な動物相及び動物の分布状況とした。

(2) 調査方法

① 既存資料調査

動物相の状況、保全すべき種の状況、その他の予測・評価に必要な事項について、表 10.8-1 に示す既存資料を収集・整理した。

表 10.8-1 既存資料一覧

No.	文献名	分類群毎の使用文献				
		哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類
1	第5回自然環境保全基礎調査（平成9～10年度、環境省）	●		●		●
2	埼玉県生物多様性データベース 埼玉県動植物リスト （埼玉県環境部環境科学国際センター）	●	●	●	●	●

②現地調査

動物相の状況（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類）及び保全すべき種の状況について、現地調査を実施した。

ア. 動物相の状況

現地調査方法は、表 10.8-2 に示すとおりである。

調査範囲内を踏査し、確認された動物を記録した。現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行った。

表 10.8-2 現地調査方法

分類群	調査方法	
哺乳類	フィールドサイン法	調査範囲内を任意に踏査し、個体の確認に努めるとともに、足跡、糞、食痕などのフィールドサインより種の確認を行った。
	トラップ法	調査範囲内に調査地点を設定し、シャーマントラップを用いてネズミ等の小型哺乳類を捕獲し、種の確認を行った。
鳥類	ラインセンサス法	あらかじめ設定したセンサスルート上を時速1.5～2kmで歩行し、センサスルート両側50m（片側25m）の範囲内に出現した鳥類の種類、個体数等を記録した。
	任意観察調査	調査範囲内を任意に踏査し、確認種を記録した。
両生・爬虫類	任意観察調査	両生類・爬虫類の主な生息環境である水辺（放棄水田）や草地を中心に目視及び鳴き声による任意観察調査を行い、生息種及び生息状況を記録した。
昆虫類	ライトトラップ法	調査範囲内に調査地点を設定し、光に集まるガ類や甲虫類等の昆虫類を捕獲した。
	ベイトトラップ法	調査範囲内に調査地点を設定し、地上徘徊性のオサムシ類、ゴミムシ類等を捕獲した。プラスチック製のコップを調査地点の地面に口が開くように埋め、一昼夜放置、誘引用の餌として、腐肉及び糖蜜等を用いた。
	ビーティング法	樹上に生息する昆虫類を捕獲するために、棒で樹木の葉や枝を叩き、落下する昆虫を採集した。
	スウィーピング法	草や葉上に生息する昆虫類を捕獲するために、捕虫網を草木の間で振り回し、そこに生息する昆虫を採集した。
	観察調査	目撃や鳴き声等により確認された種を記録した。

イ. 保全すべき種の状況

計画区域及び周辺地域において注目すべき種として、主に草地や屋敷林等に依存する種により構成される動物相に留意して調査を行った。

(3) 調査地域・地点

① 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画区域及び周辺地域2km程度の範囲を基本とした。

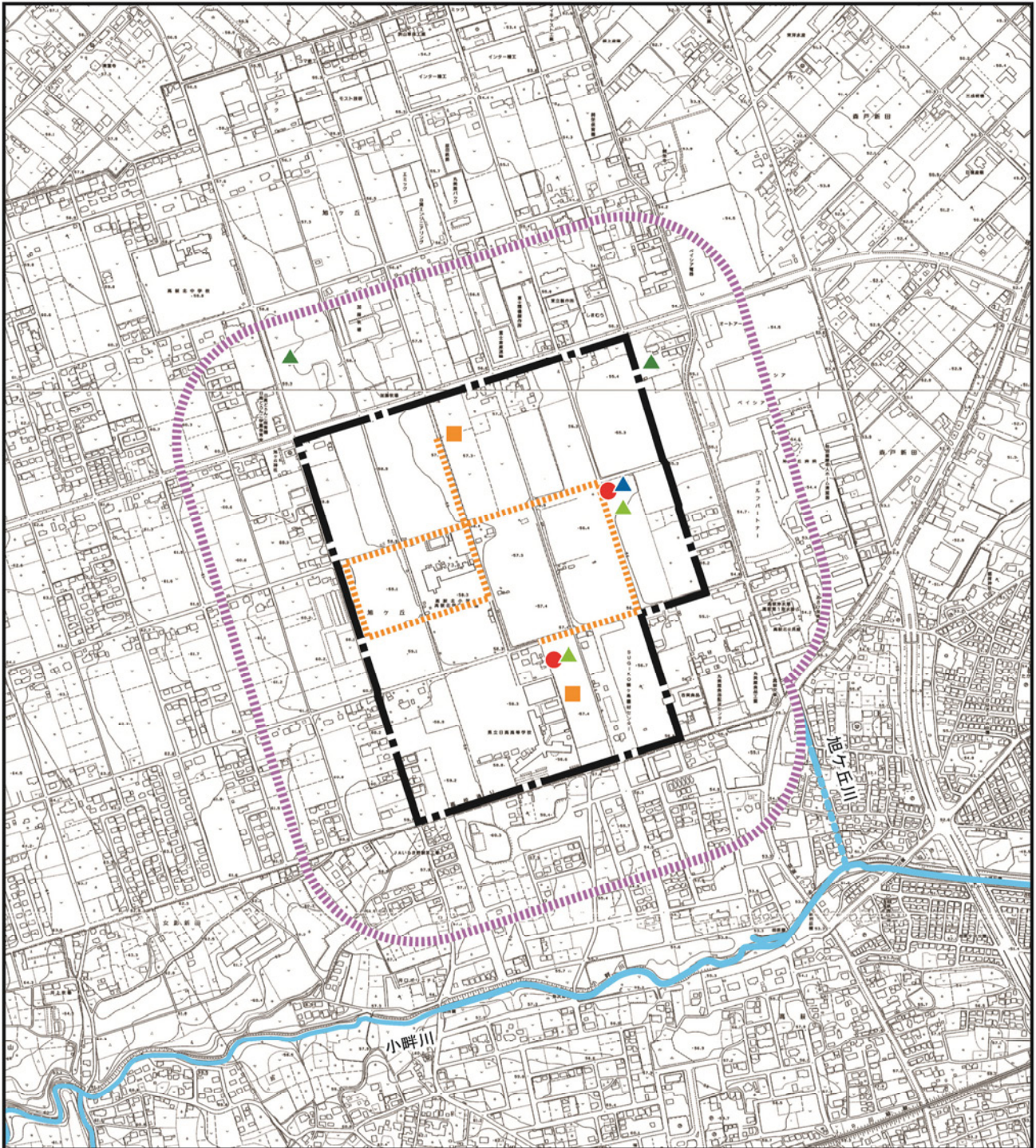
② 現地調査

現地調査の調査地域は図10.8-1に示すとおりであり、計画区域及び周辺200mの範囲を基本とした。

なお、調査項目ごとの範囲・地点数及び調査地点の選定理由は、表10.8-3に示すとおりである。

表 10.8-3 調査地域・地点及び選定理由

調査項目		調査範囲・地点数	選定理由
哺乳類	任意踏査	計画区域及び周辺地域約 200mの範囲	—
	トラップ調査	2 地点	計画区域内の草地環境と樹林環境を代表する地点を選定した。
鳥類	任意踏査	計画区域及び周辺地域約 200mの範囲	—
	ラインセンサス	1 ルート	計画区域内の環境を網羅的に通行するルートを選定した。
	定点調査	2 地点	見晴らしが良く、広域な視野を確保できる地点を選定した。
両生・爬虫類	任意踏査	計画区域及び周辺地域約 200mの範囲	—
昆虫類	任意採集	計画区域及び周辺地域約 200mの範囲	—
	ライトトラップ	1 地点	計画区域内の樹林環境を代表する地点を選定した。
	ベイトトラップ	2 地点 (夏季のみ 4 地点)	計画区域内の草地環境と樹林環境を代表する地点を選定した。



凡例

- | | | |
|-----------------------------|---|---|
| <p>--- 計画区域</p> <p>— 河川</p> | <p>調査地域
(計画区域境界から約200m)</p> <p>● 哺乳類トラップ調査</p> <p>鳥類ラインセンサス</p> <p>鳥類定点調査</p> | <p>▲ 昆虫類 (ライトトラップ)</p> <p>▲ 昆虫類 (ベイトトラップ)</p> <p>▲ 昆虫類 (ベイトトラップ)
(夏季追加地点)</p> |
|-----------------------------|---|---|

図10.8-1 動物調査地域・地点位置図

0 100 200 400m



(4) 調査期間・頻度

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表10.8-4に示すとおりである。

表 10.8-4 現地調査の調査期間・頻度

調査項目		調査期間	調査頻度
哺乳類	任意踏査	秋季調査：平成 30 年 11 月 19 日(月)～20 日(火) 冬季調査：平成 31 年 2 月 4 日(月)～ 5 日(火) 春季調査：令和元年 5 月 9 日(木)～10 日(金) 夏季調査：令和元年 7 月 22 日(月)～23 日(火)	4 季調査 (秋,冬,春,夏)
	トラップ調査		
鳥類	任意踏査	秋季調査：平成 30 年 11 月 19 日(月)～20 日(火) 冬季調査：平成 31 年 2 月 4 日(月)～ 5 日(火) 春季調査：令和元年 5 月 9 日(木)～10 日(金) 夏季調査：令和元年 7 月 22 日(月)～23 日(火)	4 季調査 (秋,冬,春,夏)
	ラインセンサス		
	定点調査		
両生・爬虫類	任意踏査	秋季調査：平成 30 年 11 月 19 日(月)～20 日(火) 春季調査：令和元年 5 月 9 日(木)～10 日(金) 夏季調査：令和元年 7 月 22 日(月)～23 日(火)	3 季調査 (秋,春,夏)
昆虫類	任意採集	秋季調査：平成 30 年 11 月 19 日(月)～20 日(火) 春季調査：令和元年 5 月 9 日(木)～10 日(金) 夏季調査：令和元年 7 月 22 日(月)～23 日(火)	3 季調査 (秋,春,夏)
	ライトトラップ	令和元年 8 月 29 日(木)～30 日(金)	
	ベイトトラップ		

(5) 調査結果

① 動物相の状況

ア. 既存資料調査

(ア) 動物相の状況

分類群ごとの主な確認種は、表10.8-5～8に示すとおりである。

調査地域が含まれる日高市、鶴ヶ島市及び川越市では、哺乳類11種、鳥類121種、両生類7種、爬虫類10種、昆虫類112種の生息情報が得られた。

表 10.8-5 計画区域周辺における哺乳類の確認記録（既存資料調査）

目名	科名	種数	確認種
モグラ	モグラ	1	アズマモグラ
コウモリ	ヒナコウモリ	1	アブラコウモリ
ウサギ	ウサギ	1	ノウサギ
ネズミ	リス	1	ムササビ
	ネズミ	3	アカネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ
ネコ	イヌ	2	タヌキ、キツネ
	イタチ	1	イタチ
	ジャコウネコ	1	ハクビシン
5 目	8 科	11 種	—

表 10.8-6 計画区域周辺における鳥類の確認記録（既存資料調査）

目名	科名	種数	主な確認種	
キジ	キジ	3	ヤマドリ、キジ、コジュケイ	
カモ	カモ	14	オシドリ、ヨシガモ、ヒドリガモ等	
カイツブリ	カイツブリ	1	カイツブリ	
ハト	ハト	3	キジバト、シラコバト、アオバト	
アビ	アビ	1	オオハム	
ミズナギドリ	アホウドリ	1	コアホウドリ	
ペリカン	サギ	7	ヨシゴイ、ゴイサギ、ササゴイ等	
ツル	クイナ	1	バン	
カッコウ	カッコウ	3	ホトトギス、ツツドリ、カッコウ	
ヨタカ	ヨタカ	1	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	1	ヒメアマツバメ	
チドリ	チドリ	2	タゲリ、イカルチドリ	
	シギ	3	ヤマシギ、タシギ、クサシギ	
	カモメ	1	ユリカモメ	
タカ	タカ	6	トビ、ツミ、ハイタカ等	
フクロウ	フクロウ	2	フクロウ、アオバズク	
ブッポウソウ	カワセミ	1	カワセミ	
キツツキ	キツツキ	3	コゲラ、アカゲラ、アオゲラ	
ハヤブサ	ハヤブサ	2	チョウゲンボウ、ハヤブサ	
スズメ	サンショウクイ	1	サンショウクイ	
	カササギヒタキ	1	サンコウチョウ	
	モズ	3	チゴモズ、モズ、オオモズ	
	カラス	4	カケス、オナガ、ハシボソガラス等	
	ククイタダキ	1	ククイタダキ	
	シジュウカラ	3	ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ	
	ヒバリ	1	ヒバリ	
	ツバメ	2	ツバメ、イワツバメ	
	ヒヨドリ	1	ヒヨドリ	
	ウグイス	2	ウグイス、ヤブサメ	
	エナガ	1	エナガ	
	ムシクイ	3	メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ	
	メジロ	1	メジロ	
	ヨシキリ	1	オオヨシキリ	
	セッカ	1	セッカ	
	ミソサザイ	1	ミソサザイ	
	ムクドリ	2	ムクドリ、コムクドリ	
	ヒタキ	13	トラツグミ、クロツグミ、シロハラ等	
	イワヒバリ	1	カヤクグリ	
	スズメ	1	スズメ	
	セキレイ	5	キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ等	
	アトリ	8	アトリ、カワラヒワ、マヒワ等	
	ホオジロ	8	ホオアカ、カシラダカ、ミヤマホオジロ等	
	18 目	42 科	121 種	

表 10.8-7 計画区域周辺における爬虫類・両生類の確認記録（既存資料調査）

綱名	目名	科名	種数	主な確認種
爬虫	カメ	イシガメ	2	ニホンイシガメ、クサガメ
		ヌマガメ	1	ミシシッピアカミミガメ
		スッポン	1	ニホンスッポン
	有鱗	トカゲ	1	ヒガシニホントカゲ
		カナヘビ	1	ニホンカナヘビ
		ナミヘビ	3	シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ
		クサリヘビ	1	ニホンマムシ
両生	無尾	ヒキガエル	1	アズマヒキガエル
		アマガエル	1	ニホンアマガエル
		アカガエル	3	ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル等
		アオガエル	2	シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
2 綱	3 目	11 科	17 種	

表 10.8-8 計画区域周辺における昆虫類の確認記録（既存資料調査）

目名	科名	種数	主な確認種
トンボ	アオイトトンボ	2	ホソミオツネトンボ、オオアオイトトンボ
	イトトンボ	3	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、オオイトトンボ
	モノサシトンボ	1	モノサシトンボ
	カワトンボ	4	ハグロトンボ、ミヤマカワトンボ、アオハダトンボ等
	ムカシトンボ	1	ムカシトンボ
	ヤンマ	9	アオヤンマ、ルリボシヤンマ、マルタンヤンマ等
	サナエトンボ	12	ミヤマサナエ、ヤマサナエ、クロサナエ等
	ムカシヤンマ	1	ムカシヤンマ
	オニヤンマ	1	オニヤンマ
	エゾトンボ	4	オオヤマトンボ、コヤマトンボ、ハネビロエゾトンボ等
	トンボ	19	ショウジョウトンボ、ハラビロトンボ、ハッチョウトンボ等
カメムシ	セミ	8	クマゼミ、アブラゼミ、ミンミンゼミ等
	アメンボ	5	オオアメンボ、アメンボ、ヒメアメンボ等
	タイコウチ	1	ミズカマキリ
	ナベブタムシ	1	ナベブタムシ
	マツモムシ	1	マツモムシ
チョウ	セセリチョウ	4	ミヤマセセリ、ヒメキマダラセセリ、イチモンジセセリ等
	シジミチョウ	7	ムラサキツバメ、ムラサキシジミ、ルリシジミ等
	タテハチョウ	8	コムラサキ、オオウラギンスジヒョウモン、クロヒカゲ等
	アゲハチョウ	4	アオスジアゲハ、モンキアゲハ、キアゲハ等
	シロチョウ	4	ツマキチョウ、モンキチョウ、キタキチョウ等
コウチュウ	ハンミョウ	4	ナミハンミョウ、エリザハンミョウ、コハンミョウ等
	ゲンゴロウ	4	マメゲンゴロウ、ハイイロゲンゴロウ、コシマゲンゴロウ等
	ミズスマシ	1	ミズスマシ
	クワガタムシ	2	コクワガタ、ノコギリクワガタ
	カミキリムシ	1	ツヤケシハナカミキリ
4 目	26 科	112 種	

(イ) 保全すべき種の状況

保全すべき種の選定基準は表10.8-9に、分類群ごとの確認種は表10.8-10～13に示すとおりである。

既存資料調査の結果、調査地域が含まれる日高市、鶴ヶ島市及び川越市では、哺乳類1種、鳥類45種、爬虫類7種、両生類5種、昆虫類24種の保全すべき種の生息情報が得られた。

表 10.8-9 保全すべき種の選定基準

No.	出典	基準
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト 2019」 (平成 31 年 1 月、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」 (平成 30 年 3 月、埼玉県) ※地帯別評価が示されている種については、 計画区域が含まれる台地・丘陵帯の評価によった。	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 NT1：準絶滅危惧Ⅰ型 NT2：準絶滅危惧Ⅱ型 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 RT：地帯別危惧
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成 12 年 3 月、条例第 11 号)	希少：県内希少野生動植物種指定

表 10.8-10 哺乳類の保全すべき種一覧（既存資料調査）

目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準				
			①	②	③	④	⑤
ネズミ	リス	ムササビ				NT1	
1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示したとおりである。

表 10.8-11 鳥類の保全すべき種一覧（既存資料調査）

目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
キジ	キジ	ヤマドリ				VU / VU		
カモ	カモ	オシドリ			DD	- / VU		
		トモエガモ			VU	- / VU		
ハト	ハト	シラコバト			EN			
ミズナギドリ	アホウドリ	コアホウドリ			EN			
ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	EN / -		
		ササゴイ				EN / -		
		チュウサギ			NT	VU / -		
		コサギ				NT2 / -		
ツル	クイナ	バン				VU / -		
カッコウ	カッコウ	カッコウ				NT2 / -		
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU / -		
アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				LP / VU		
チドリ	チドリ	タゲリ				- / EN		
		イカルチドリ				NT1 / -		
	シギ	ヤマシギ				- / NT2		
タカ	タカ	トビ				DD / -		
		ツミ				NT2 / -		
		ハイタカ			NT	- / NT2		
		オオタカ			NT	VU / NT2		
		サシバ			VU	CR / -		
		ノスリ				DD / NT2		
		フクロウ	フクロウ	フクロウ				VU / NT2
ハヤブサ	ハヤブサ	アオバズク				NT2 / -		
		チョウゲンボウ				VU / -		
スズメ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	- / VU		
		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	CR / -	
		カササギヒタキ	サンコウチョウ				CR / -	
		モズ	チゴモズ			CR	CR / -	
		シジュウカラ	ヤマガラ				NT2 / -	
			ヒガラ				VU / -	
		ウグイス	ヤブサメ				VU / -	
		ムシクイ	センダイムシクイ				CR / -	
		ヨシキリ	オオヨシキリ				NT2 / -	
		ヒタキ	トラツグミ				VU / -	
			クロツグミ				VU / -	
			コサメビタキ				CR / -	
			キビタキ				NT1 / -	
			オオルリ				CR / -	
		アトリ	ベニマシコ				- / NT2	
		ホオジロ	ホオアカ				CR / -	
	ミヤマホオジロ					- / NT1		
シマアオジ			国内	CR				
クロジ					- / NT2			
		コジュリン			VU			
14 目	24 科	45 種	0 種	2 種	15 種	41 種	0 種	

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示したとおりである。ただし、④「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」については、左に繁殖鳥、右に越冬鳥としてのカテゴリー（ランク）を示す。

表 10.8-12 爬虫類・両生類の保全すべき種一覧（既存資料調査）

綱名	目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準				
				①	②	③	④	⑤
爬虫	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	DD	
		スッポン	ニホンスッポン			DD	DD	
	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				NT2	
		ナミヘビ	シマヘビ				EN	
			アオダイショウ				NT2	
			ヒバカリ				NT2	
		クサリヘビ	ニホンマムシ				NT2	
両生	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				VU	
		アカガエル	ニホンアカガエル				VU	
			トウキョウダルマガエル			NT	NT1	
		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				NT2	
			カジカガエル				NT1	
2 綱	3 目	8 科	12 種	0 種	0 種	3 種	12 種	0 種

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示したとおりである。

表 10.8-13 昆虫類の保全すべき種一覧（既存資料調査）

目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
トンボ	カワトンボ	アオハダトンボ			NT	VU		
	ムカシトンボ	ムカシトンボ				NT1		
	ヤンマ	アオヤンマ				NT	VU	
		ルリボシヤンマ					NT1	
		マルタンヤンマ					NT2	
		コシボソヤンマ					NT1	
		サラサヤンマ					NT2	
	サナエトンボ	ヤマサナエ					NT2	
		クロサナエ					NT1	
		ヒメクロサナエ					NT1	
		アオサナエ					NT1	
		ヒメサナエ					NT1	
	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					VU	
	エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ				VU	CR	
	トンボ	ハラビロトンボ					NT2	
ハッチョウトンボ						EX		
ヒメアカネ						VU		
カメムシ	セミ	チッチゼミ				NT1		
		ハルゼミ				NT1		
	アメンボ	オオアメンボ				NT2		
	ナベブタムシ	ナベブタムシ				VU		
チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ				NT1		
	タテハチョウ	オオウラギンスジヒョウモン				NT2		
コウチュウ	ミズスマシ	ミズスマシ				VU	CR	
4目	13科	24種	0種	0種	4種	24種	0種	

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示したとおりである。

イ. 現地調査

現地調査の結果、計画区域及び周辺地域において、哺乳類 3 目 3 科 3 種、鳥類 11 目 25 科 34 種（うち猛禽類は 2 目 2 科 3 種）、両生類 1 目 1 科 1 種、爬虫類 1 目 3 科 3 種、昆虫類 14 目 118 科 339 種が確認された。分類群ごとの確認状況を以下に示す。

(ア) 哺乳類

現地調査で確認された哺乳類は表10.8-14に示すとおりであり、3目3科3種が確認された。

計画区域の位置する日高市は、埼玉県西部の山地帯と東部の低地帯の境界にあたる台地・丘陵帯に属し、計画区域の属する旭ヶ丘地区は平坦で起伏のない地形が広がっている。計画区域の現況は、主にグラウンドや学校、宅地等の人工改変地であり、小規模な屋敷林や空地雑草群落等は見られるが、まとまった樹林や草地、水辺等は分布していない。

また、周辺地域も戸建住宅、事業場、畑地等がモザイク状に混在する環境で、植生は小規模な畑地や雑草群落、果樹園等で構成されている。

このような地域特性を反映して、哺乳類相はいずれもある程度市街化が進んだ環境に適応できる種によって構成されている。

表 10.8-14 確認種一覧（現地調査）

No.	目名	科名	種名	調査時期			調査範囲		
				秋季	冬季	春季	夏季	計画区域	周辺地域
1	モグラ	モグラ	アズマモグラ	○	○	○	○	○	○
2	ネズミ	ネズミ	アカネズミ	○	○			○	
3	ネコ	イヌ	タヌキ	○	○	○	○		○
計	3 目	3 科	3 種	3 種	3 種	2 種	2 種	2 種	2 種

注) 種名及び配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成 30 年、国土交通省）に準拠した。

(イ) 鳥類

現地調査で確認された鳥類は表10.8-15に示すとおりであり、11目25科34種が確認された。

計画区域及び周辺地域の現況は、前述のとおり、主にグラウンドや学校、宅地、畑地等の人工改変地であり、小規模な屋敷林や空地雑草群落等は見られるが、まとまった樹林や草地環境は分布していない。

また、計画区域の南側約300mには小畔川が流れているものの、調査地域（計画区域から200mの範囲）には河川や水路等の水辺環境がほとんどみられない点も特徴といえる。

このような地域特性を反映して、鳥類相は市街地でみられる種が多く、水辺性や森林性の種は少ない結果となった。

秋季にハイタカの飛翔が確認されたが、計画区域から約1～3kmの範囲には比較的まとまった樹林も分布しているため、これらの樹林地を主な生息地とする猛禽類が計画区域上空を通過した可能性が考えられる。

表 10.8-15 確認種一覧（現地調査）

No.	目名	科名	種名	調査時期				調査範囲		保全すべき種	
				秋季	冬季	春季	夏季	計画区域	周辺地域		
1	キジ	キジ	キジ			○		○			
2	カモ	カモ	カルガモ				○		○		
3	ハト	ハト	キジバト	○	○	○	○	○	○		
4			アオバト				○	○	○		
5	カツオドリ	ウ	カワウ			○		○			
6	ペリカン	サギ	アオサギ	○			○	○	○		
7	カッコウ	カッコウ	ホトトギス				○	○			
8	チドリ	チドリ	コチドリ			○	○	○	○		
9	タカ	タカ	トビ			○	○		○	◎	
10			ハイタカ	○				○	○	◎	
11	キツツキ	キツツキ	コゲラ	○	○	○	○	○	○		
12			アオゲラ				○	○			
13	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○		○		○	○	◎	
14	スズメ	モズ	モズ	○	○	○	○	○	○		
15		カラス	オナガ				○	○	○		
16			ハシボソガラス	○	○	○	○	○	○		
17			ハシブトガラス	○	○	○	○	○	○		
18			シジュウカラ	シジュウカラ	○	○	○	○	○	○	
19		ヒバリ	ヒバリ	○	○	○	○	○	○		
20		ツバメ	ツバメ			○	○	○	○		
21		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	○	○	○	○	○		
22		ウグイス	ウグイス	○		○	○	○	○		
23		メジロ	メジロ	○	○	○	○	○	○		
24		ヨシキリ	オオヨシキリ			○			○	◎	
25		ムクドリ	ムクドリ	○	○	○	○	○	○		
26		ヒタキ		ツグミ	○	○			○	○	
27				ジョウビタキ	○	○			○	○	
28		スズメ	スズメ	○	○	○	○	○	○		
29		セキレイ		ハクセキレイ	○	○	○	○	○	○	
30	セグロセキレイ			○	○		○	○	○		
31	アトリ		カワラヒワ	○	○	○	○	○	○		
32			シメ	○	○			○	○		
33	ホオジロ	ホオジロ	○		○	○	○	○	◎		
34	ハト	ハト	ドバト	○	○	○	○	○	○		
計	11 目	25 科	34 種	23 種	18 種	23 種	26 種	31 種	30 種	5 種	

注) 種名、配列等の表記は、原則として「日本鳥類目録改訂第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠した。

(ウ)両生類・爬虫類

現地調査で確認された両生類・爬虫類は表10.8-16に示すとおりであり、2目4科4種が確認された。

計画区域及び周辺地域の現況は、前述のとおり、主にグラウンドや学校、宅地、畑地等の人工改変地であり、小規模な屋敷林や空地雑草群落等は見られるが、まとまった樹林や草地環境は分布していない。

また、計画区域の南側約300mには小畔川が流れているものの、調査地域（計画区域から200mの範囲）には河川や水路等の連続的な水辺環境はみられない。

このような環境特性を反映して両生類・爬虫類の確認種数は少なく、両生類は調査地域南端付近（計画区域外）の放棄水田にある土側溝で成体1個体が確認されたニホンアカガエル1種、爬虫類は比較的広範な環境に適応可能なヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ及びアオダイショウの3種が確認されたのみであった。

表 10.8-16 確認種一覧（現地調査）

No.	綱名	目名	科名	種名	調査時期			調査範囲		保全すべき種
					秋季	春季	夏季	計画区域	周辺地域	
1	爬虫	無尾	アカガエル	ニホンアカガエル			○		○	◎
2	両生	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ		○	○	○	○	◎
3			カナヘビ	ニホンカナヘビ		○			○	
4			ナミヘビ	アオダイショウ		○			○	◎
計	2綱	2目	4科	4種	0種	3種	2種	1種	4種	3種

注) 種名及び配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年、国土交通省）に準拠した。

(エ) 昆虫類

現地調査で確認された昆虫類の概要は表10.8-17に示すとおりであり、14目118科339種が確認された（確認種一覧は資料編参照）。

確認種を環境別にみると、屋敷林等の樹林地ではアブラゼミ、アオオサムシ、ノコギリクワガタ、キマダラミヤマカミキリ、オオスズメバチ等が確認された。林縁部ではチャバネアオカメムシやダイミョウセセリ、ナミマガリケムシヒキ等がみられ、木本の花にはアシナガコガネ、ヒラタハナムグリ、ヒナルリハナカミキリ等の訪花性の昆虫が多くみられた。

草地や畑地では、オオカマキリ、ホシササキリ、エンマコオロギ、マダラスズ、アワダチソウグンバイ、モンキチョウ、カラカネゴモクムシ、ヤマトモンシデムシ、ナナホシテントウ、ヨモギハムシ等が確認された。草本の花には、イチモンジセセリ、ベニシジミ、ナミハナアブ、アカガネコハナバチ等の訪花性の昆虫がみられた。

また、調査地域南端付近（計画区域外）の放棄水田には土側溝があり、調査地域内で唯一の湿地環境となっているため、アジアイトトンボ、アオモンイトトンボ、オオシオカラトンボ、アメンボ等の水生昆虫が確認されたほか、トゲヒシバツタ、オオクロカメムシ、ヤナギルリハムシ等がみられた。

市街地等では、ウスバキトンボ、カネタタキ、ミンミンゼミ、ルビーロウムシ、ツツジグンバイ、ヤマトシジミ本土亜種、サンゴジュハムシ、キイロスズメバチ等が確認された。

なお、外来種としてヨコヅナサシガメ、アカボシゴマダラ、コルリアトキリゴミムシ、アワダチソウグンバイ、ルビーロウムシ等が確認された。

表 10.8-17 主な確認種（現地調査）

調査時期	確認種数	主な確認種
秋季	10 目 60 科 105 種	アキアカネ、カネタタキ、ヒナバツタ、ヒメホシカメムシ、ベニシジミ、ヒメアカタテハ、ナガマルガタゴミムシ、ヨモギハムシ、クロナガアリ、セイヨウミツバチ等
春季	10 目 70 科 156 種	ヒメギス、トゲヒシバツタ、ツツジグンバイ、オオクロカメムシ、ルリシジミ、キアゲハ、ヒシモンナガタマムシ、キマダラミヤマカミキリ、コガタルリハムシ、アトジマコハナバチ等
夏季	13 目 80 科 191 種	オオカマキリ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、アオメアブ、アオオサムシ、ヤマトモンシデムシ、ノコギリクワガタ、ニジュウヤホシテントウ、ラミーカミキリ、オオスズメバチ等
合計	14 目 118 科 339 種	

注) 種名は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成 30 年、国土交通省）に準拠した。

②保全すべき種の状況

ア. 保全すべき動物の選定基準

保全すべき動物の選定基準は、表 10.8-9 に示したとおりである。

イ. 保全すべき動物の確認状況

(ア) 哺乳類

現地調査で確認された哺乳類には、表10.8-9に示した選定基準に該当する種はなかった。

(イ) 鳥類

現地調査で確認された鳥類のうち、表10.8-9の選定基準に該当する保全すべき種は、表10.8-18に示す3目4科5種であった。なお、「埼玉県レッドデータブック2018(動物編)」では、鳥類の保全すべき種を「繁殖鳥」と「越冬鳥」に分けて記載しており、「越冬鳥」として1種が該当し、「繁殖鳥」として4種が該当した。

保全すべき種の確認状況等は表10.8-19に、写真は写真10.8-1(1)～(5)に、確認位置は図10.8-2に示すとおりである。

表 10.8-18 保全すべき種の一覧（現地調査）

目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準					備考
			①	②	③	④	⑤	
タカ	タカ	トビ				DD / -		
		ハイタカ			NT	NT2 / -		
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				- / VU		
スズメ	ヨシキリ	オオヨシキリ				NT2 / -		
	ホオジロ	ホオジロ				NT2 / -		
3目	4科	5種	0種	0種	1種	5種	0種	

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示したとおりである。ただし、④「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」については、左に繁殖鳥、右に越冬鳥としてのカテゴリー（ランク）を示す。

表 10.8-19 保全すべき種の確認状況等

No.	種名	一般生態	確認状況	
			計画区域	周辺地域
1	トビ	<p>留鳥として九州以北に生息し、平地から高山にかけて幅広い場所で見られる。</p> <p>県内では低地帯から低山帯に留鳥として生息し、利根川や荒川の河川敷や広い農耕地などで多く見られる。県内でも繁殖が確認されており、各地で増加傾向にあるが不明な点も多い。</p> <p>猛禽類であるが、主に死肉を食べる。</p>	—	<p>春季に計画区域の北、夏季に計画区域の東を飛翔する個体が各1例確認された。</p>
2	ハイタカ	<p>北海道と本州の一部で繁殖し、冬季は全国に冬鳥として渡来する。やや標高の高い山地の林で繁殖し、冬季は平地から山地の林、農耕地、河川敷などに生息する。県内では、冬季に平地林、農耕地、河川敷などに生息するほか、夏季にも山地に生息するが、繁殖の状況についてはよくわかっていない。</p>	<p>秋季に計画区域の北から区域内に向かって飛翔する1個体が確認された。</p>	
3	チョウゲンボウ	<p>留鳥として全国に分布し、本州で繁殖する。本来の営巣地は絶壁等のくぼみだが、県内では1980年代頃より低地帯の高架橋や取水塔などに営巣するようになり市街地でもよく見られる。冬季は河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でよく見られる。主食はネズミや昆虫類だが、キジバトを捕らえることもある。</p>	<p>秋季に計画区域内南部を飛翔する1個体が確認された。</p> <p>春季に計画区域の北から区域内に向かって飛翔する1個体が確認された。</p>	
4	オオヨシキリ	<p>夏鳥として全国に渡来して河川、湖沼、休耕地等のヨシ原で繁殖する。</p> <p>県内では低地帯のヨシ原を中心に繁殖しているが、河川敷のヨシが外来種のオオブタクサやアレチウリなどに圧迫され減少しているため、一部に生息数の著しい減少がみられる。</p>	—	<p>春季に計画区域南の草地で鳴き声が1例確認された。</p>
5	ホオジロ	<p>九州以北で繁殖し、冬季には暖地へ移動する留鳥あるいは漂鳥。</p> <p>林縁の藪、植木畑周辺、河川敷の灌木等で繁殖し、冬は河川敷等で草本類の種子を採食している様子がよく見られる。</p> <p>県内では低地帯から山地帯まで留鳥として広く分布するが、特に県南部の荒川沿いや低地での繁殖が少なくなっている。</p>	<p>秋季～夏季に草地等でとまりや鳴き声が3例確認された。</p>	<p>秋季～夏季に草地等とまりや鳴き声が8例確認された。</p>

注) 一般生態の出典は「埼玉県レッドデータブック動物編2018(第4版)」(平成30年、埼玉県)



写真 10.8-1(1) トビ



写真 10.8-1(2) ハイタカ



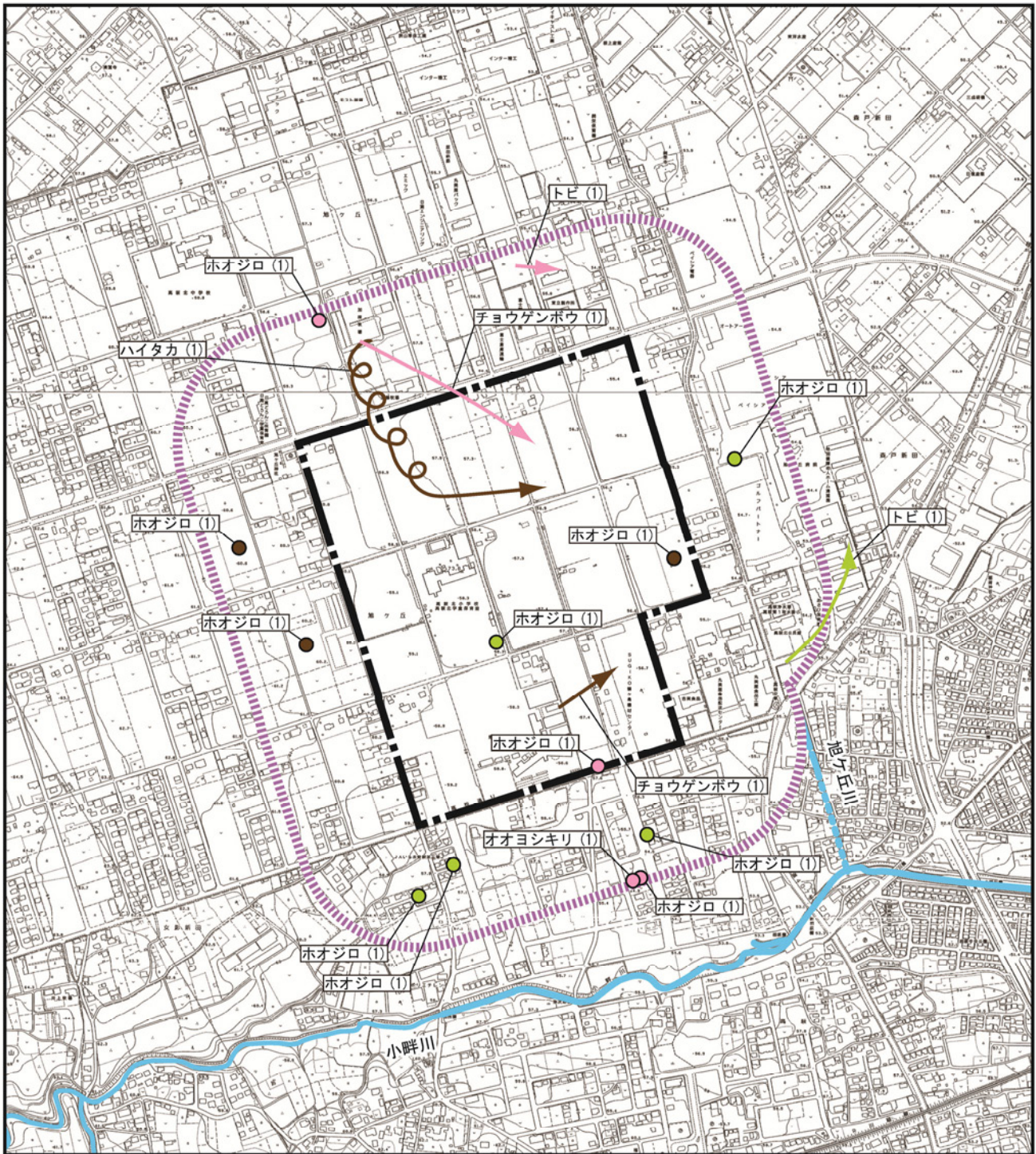
写真 10.8-1(3) チョウゲンボウ



写真 10.8-1(4) オオヨシキリ



写真 10.8-1(5) ホオジロ



凡例

- 計画区域
- 調査地域 (計画区域境界から約200m)
- 河川
- 秋季確認位置
- 冬季確認位置 (確認なし)
- 春季確認位置
- 夏季確認位置

※：ラベルは「種名(確認個体数)」を示す。

図10.8-2 鳥類の保全すべき種確認位置図

0 100 200 400m



(ウ)両生類・爬虫類

現地調査で確認された両生類・爬虫類のうち、表10.8-9の選定基準に該当した保全すべき種は、表10.8-20に示す2目3科3種であった。

保全すべき種の確認状況等は表10.8-21に、写真は写真10.8-2(1)～(3)に、確認位置は図10.8-3に示すとおりである。

表 10.8-20 保全すべき種の一覧（現地調査）

綱名	目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準					備考
				①	②	③	④	⑤	
爬虫	無尾	アカガエル	ニホンアカガエル				VU		
両生	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				NT2		
		ナミヘビ	アオダイショウ				NT2		
2綱	2目	3科	3種	0種	0種	0種	3種	0種	

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表 10.8-9 に示すとおりである。

表 10.8-21 保全すべき種の確認状況等

No.	種名	一般生態	確認状況	
			計画区域	周辺地域
1	ニホンアカガエル	丘陵地の雑木林の林床、河川敷内の湿地などに生息し、2～4月頃湿田、湿地、浅い池沼、小さな水たまりなどに産卵する。河川敷内のような不安定な環境にも適応するが、乾燥化などの影響を受けやすい。県内では、台地・丘陵帯から低地帯にかけて広くに生息しているが、都市化や開発により生息地の減少・分断化が進んでおり、計画区域が属する台地・丘陵帯でも、耕作放棄等による湿田の減少、道路新設や宅地、工業団地の造成により生息地が減少している。	—	夏季に計画区域南西の放棄水田において、成体1個体が確認された。
2	ヒガシニホントカゲ	低地から山地まで広範囲に生息し、林地や開けた林道沿い、川辺などの他、石垣などの隠れ場所や日光浴に適した環境があれば都市部の住宅地でもみられる。県内では、低地帯から山地帯まで広く生息しているが、都市化や開発により県南部や東部で個体数が減少している。計画区域が属する台地・丘陵帯でも河川改修、宅地や工業団地の大規模開発などの影響による個体数の減少が懸念される。	夏季に計画区域東部の林縁において成体2個体が確認された。	春季に計画区域東部の林縁等、夏季に計画区域北の植え込みで成体及び幼体が計6例確認された。
3	アオダイショウ	低地から山地まで広く生息し、森林、水田、住宅地など様々な環境に適応している。樹上性が強く、鳥類のヒナや卵、ネズミ類、カエル、トカゲ等を餌とするため、これら餌資源が豊富な里山環境は生息適地といえる。県内では、低地帯から山地帯まで広く生息しているが、都市化が進行した県南部及び東部では、生息環境や餌資源が減少している。生息適地の多い台地・丘陵帯でも大規模開発や道路の舗装化や直線化などによりロードキルを誘発し、個体数減少につながっていると考えられる。	—	春季に計画区域南西側の放棄水田において、成体1個体が確認された。

注) 一般生態の出典は「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第4版）」（平成30年、埼玉県）



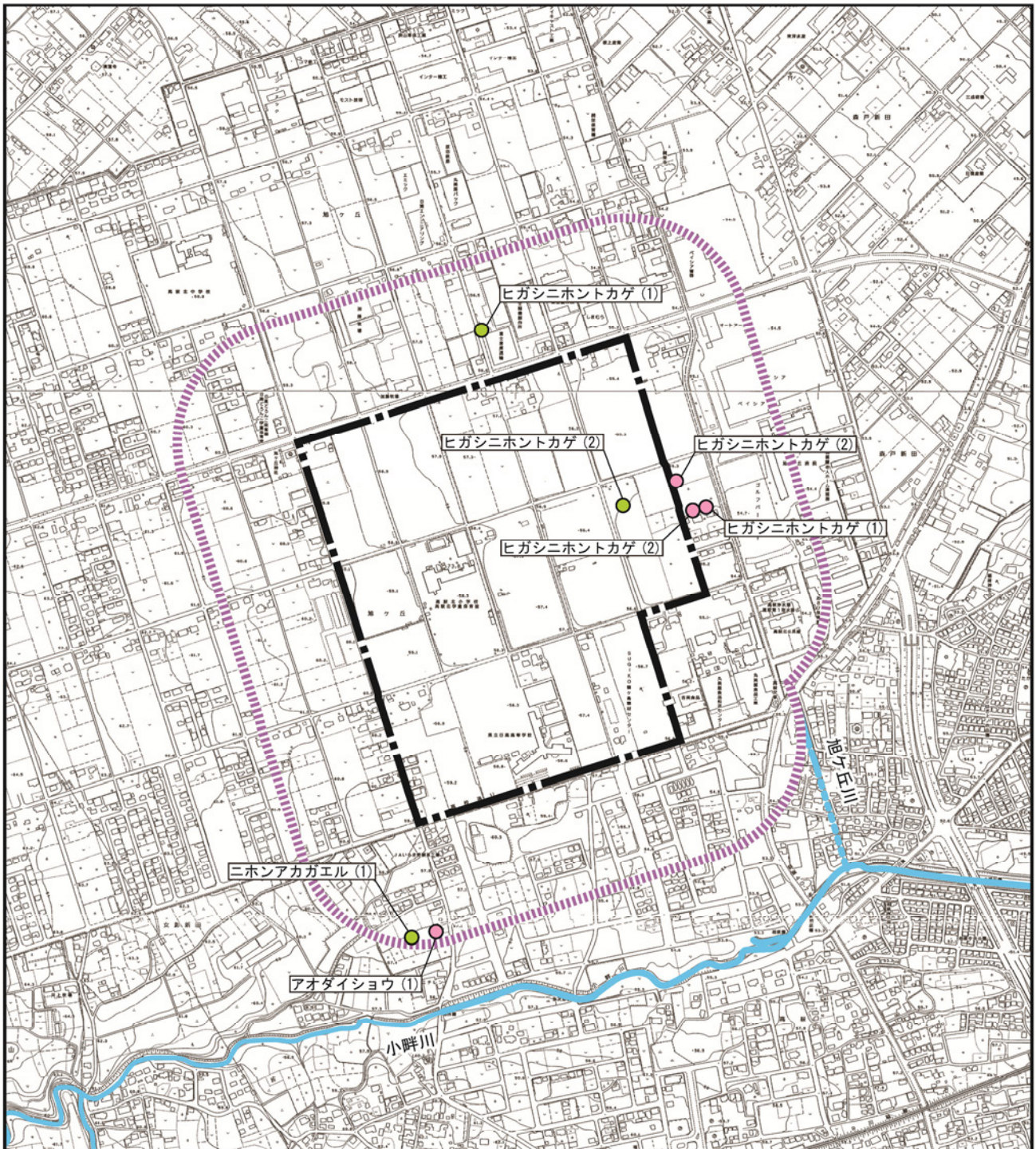
写真 10.8-2(1) ニホンアカガエル



写真 10.8-2(2) ヒガシニホントカゲ



写真 10.8-2(3) アオダイショウ



凡 例

- 計画区域
- 調査地域
(計画区域境界から約200m)
- 河 川
- 春季確認位置
- 夏季確認位置
- 秋季確認位置 (確認なし)

※：ラベルは [種名 (確認個体数)] を示す。

図10.8-3 両生類・爬虫類の保全すべき種確認位置図



(エ)昆虫類

現地調査で確認された昆虫類のうち、表10.8-9の選定基準に該当した注目すべき種は、表10.8-22に示す2目3科3種であった。

保全すべき種の確認状況等は表10.8-23に、写真は写真10.8-3(1)～(3)に、確認位置は図10.8-4に示すとおりである。

表 10.8-22 保全すべき種の一覧（現地調査）

目名	科名	種名	保全すべき種の選定基準					備考
			①	②	③	④	⑤	
カメムシ	キジラミ	エノキカイガラキジラミ			NT			
	カメムシ	ヒメナガメ				NT2		
コウチュウ	シデムシ	ヤマトモンシデムシ				NT1		
2目	3科	3種	0種	0種	1種	2種	0種	

注) 保全すべき種の選定基準①～⑤及びカテゴリー（ランク）は表10.8-9に示すとおりである。

表 10.8-23 保全すべき種の確認状況等

No.	種名	一般生態	確認状況	
			計画区域	周辺地域
1	エノキカイガラキジラミ	本州、九州の丘陵地～低山地に分布し、国外では韓国から記録がある。 幼虫は寄主植物であるエノキの葉にツノ状の虫えい*を形成し、その開口部を貝殻状の白色分泌物で覆う特性がある。寄主植物は各地に普通であるが、本種の産地は局限される上に近年は減少が著しく、多くの既知産地で生息を再確認できないのが現状である。激減した原因は不明のため、保護対策の目途も立たない。	夏季に計画区域南部のエノキ3本で虫えい7個、計画区域東側のエノキ1本で虫えい6個が確認された。	夏季に計画区域東のエノキで虫えい1個が、計画区域南東のエノキ2本（街路樹）で虫えい5個が確認された。
2	ヒメナガメ	本州、四国、九州、南西諸島に分布し、アブラナ、イヌガラシ、キャベツ、カラシナ、ムラサキハナナなどのアブラナ科植物に生活する。 県内では、これまで毛呂山町、奥武蔵山地、飯能市、皆野町、小鹿野町、秩父市大滝など台地・丘陵帯から山地帯にかけて生息が確認されている。ムラサキハナナの分布拡大に伴い生息環境は安定的に保たれてはいるものの、近年個体数は減少傾向にあり今後の生息状況に注視が必要である。	夏季に計画区域北西部の草地で1個体が確認された。	—
3	ヤマトモンシデムシ	本州、四国、九州の主に低山帯から低地帯で河川敷などの開けた草地に生息する。動物の死骸や糞などに集まる。 県内では、低地帯の川口市、新座市、戸田市、旧吉川町、旧大井町、旧浦和市、旧大宮市、北本市、熊谷市、台地・丘陵帯の飯能市、狭山市、所沢市、低山帯の寄居町、皆野町、山地帯の旧大滝村等で古い記録があるが、近年の記録はほとんどない。河川敷の草原環境が変化していることに起因するものと考えられる。 近隣では、千葉県や茨城県等に産地が多く、個体数も多いようである。	夏季に計画区域南部の草地において、1個体が確認された。	夏季に計画区域北及び東の草地において、各1個体が確認された。

※：植物に寄生することのできるこぶのようなもの。

注) No.1の一般生態の典拠は「改定レッドリスト 附属説明資料 昆虫類」（平成22年、環境省）であり、その他は「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）」（平成30年、埼玉県）である。



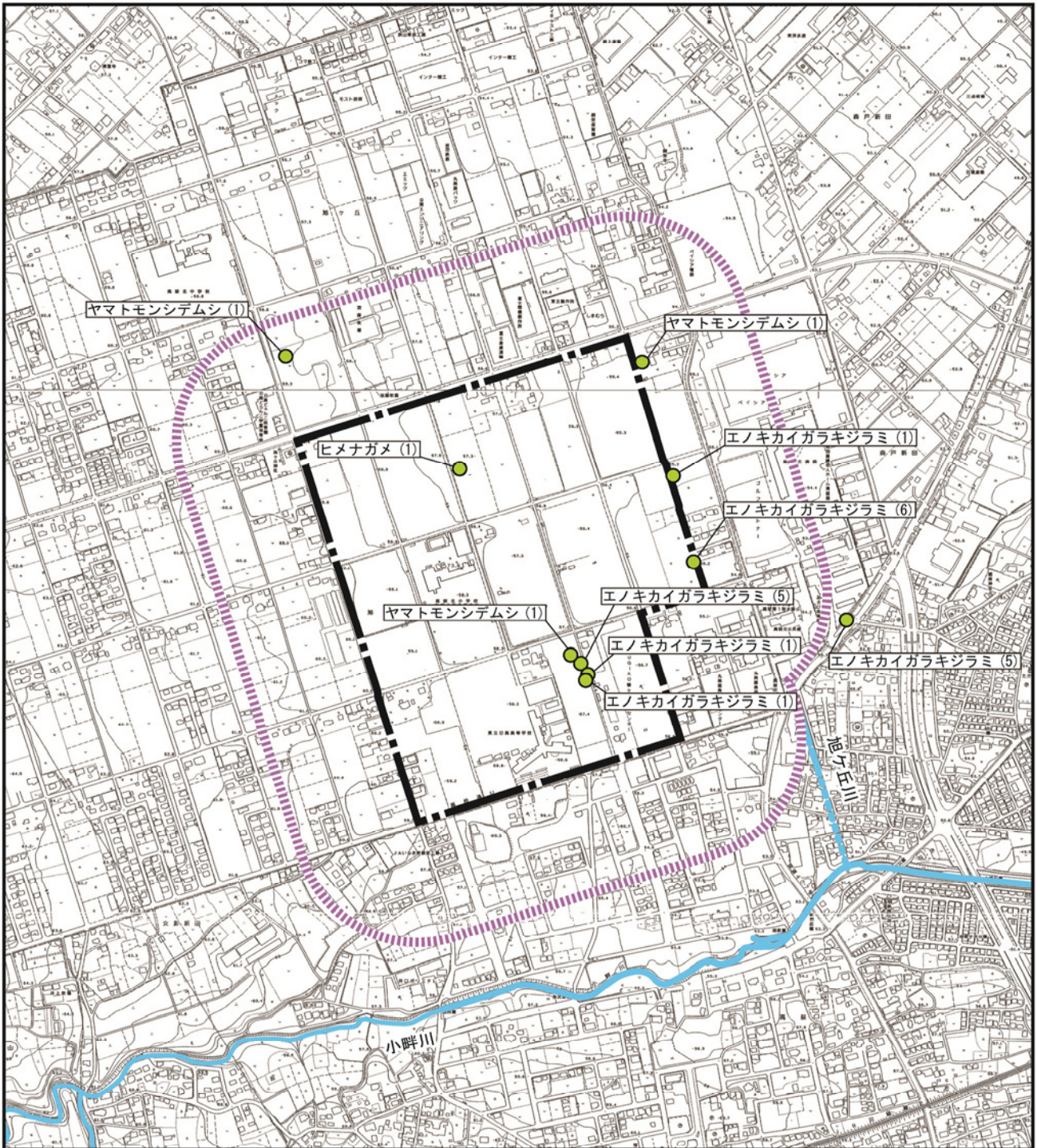
写真 10.8-3(1)
エノキカイガラキジラミ (虫えい)



写真 10.8-3(2) ヒメナガメ



写真 10.8-3(3) ヤマトモンシテムシ



凡 例

-
- 計画区域
 調査地域
 (計画区域境界から約200m)
- 河川
- 春季確認位置 (確認なし)
- 夏季確認位置
- 秋季確認位置 (確認なし)

※：ラベルは [種名 (確認個体数)] を示す。

図10.8-4 昆虫類の保全すべき種確認位置図



10.8.2 予測

(1) 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度とした。

(2) 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と各項目の調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測した。

(3) 予測地域・地点

予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は保全すべき種が確認された地点とした。

(4) 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とした。

(5) 予測条件

事業計画等については、「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」を参照。

(6) 予測結果

①保全すべき種の生息地の改変の程度

工事中においては、計画区域の大半に新たな宅地が造成されるが、改変箇所の現況は主にグラウンドや宅地等の人工改変地であり、まとまった樹林や草地環境は分布していない。本事業により、現在ある小規模な屋敷林や空地雑草群落等は消失するため、そこに生息する種の個体数や種数が減少する可能性はあるが、周辺地域も戸建住宅、事業場、畑地等がモザイク状に混在する土地利用であり、計画区域の現況と同様の環境が広く分布することから、広域的には地域個体群の生息を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。

供用後においては、造成後の宅地にも緑化計画に基づく緑地が整備されるほか、新たに計画区域南西部に10,600㎡の公園（緑道を含む）が整備されることで、動物が利用可能な生息環境の回復に資するものと予測される。

②その他の生息環境への影響の程度

工事中においては、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の発生及び夜間照明による光環境の変化に伴う間接的な影響の可能性が考えられるが、計画区域の周辺は、住宅地や商業施設が立地する人為的な影響を強く受けた地域であること、また、工事が一時的なものであることから、影響は軽微と予測される。

③保全すべき種に対する影響

保全すべき種に対する影響の予測結果は、表10.8-24～26に示すとおりである。

表 10.8-24 鳥類の保全すべき種に対する影響の予測結果

No.	種名	現地調査による確認状況		確認状況	予測結果
		例数(個体数)			
		計画区域	周辺地域		
1	トビ	0	2(2)	春季～夏季に計画区域の北及び東を飛翔する個体が2例確認された。	計画区域外で2例が確認されたが、繁殖を示唆する行動や採餌行動が確認されていないことから、計画区域は本種の主な生息地にはなっていないと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。
2	ハイタカ	1(1)		秋季に計画区域の北から区域内に向かって飛翔する1個体が確認された。	計画区域内を含む1飛翔が確認されたが、繁殖季の確認は無く、繁殖を示唆する行動や採餌行動も確認されていないことから、計画区域は本種の主な生息地にはなっていないと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。
3	チョウゲンボウ	2(2)		秋季に計画区域内南部を飛翔する1個体、春季に計画区域の北から区域内に向かって飛翔する1個体が確認された。	計画区域内を含む2飛翔が確認されたが、繁殖を示唆する行動や採餌行動が確認されていないことから、計画区域は本種の主な生息地にはなっていないと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。
4	オオヨシキリ	0	1(1)	春季に計画区域南の草地で鳴き声が1例確認された。	計画区域外で1個体が確認されたが、繁殖を示唆する行動は確認されていないことから、計画区域は本種の主な生息地にはなっていないと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。
5	ホオジロ	3(3)	8(8)	秋季～夏季に計画区域内外の草地等とまりや鳴き声が計11例確認された。	広範囲で多くの個体が確認されたことから、計画区域内外の樹林地や草地を広く利用して生息しているものと考えられる。本事業により、計画区域内の樹林地や草地が改変されるため、本種の生息環境は減少するが、周辺地域にも同様の環境は広く分布している。また、造成地には新たな公園や緑地が整備されるため、生息環境の回復も図られているものと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響は極めて小さいと予測される。

表 10.8-25 両生類・爬虫類の保全すべき種に対する影響の予測結果

No.	種名	現地調査による確認状況			予測結果
		例数(個体数)		確認状況	
		計画区域	周辺地域		
1	ニホンアカガエル	0	1(1)	夏季に放棄水田にある土側溝で成体1個体が確認された。	本種の生息には、産卵場となる水辺環境とそれに連続する雑木林や藪、草地などが必要である。現地調査では、計画区域外の湿地環境で1個体が確認されたが、計画区域内には同様の環境が存在しないため、計画区域は本種の主な生息地にはなっていないと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。
2	ヒガシニホントカゲ	1(2)	4(6)	春季～夏季に林縁や植え込み等で成体及び幼体が計8個体確認された。	広範囲で幼体を含む複数の個体が確認されたことから、計画区域内外の樹林地や草地等に広く生息しているものと考えられる。本事業により、計画区域内の樹林地や草地が改変されるため、本種の生息環境は減少するが、周辺地域にも同様の環境は広く分布している。また、造成地には新たな公園や緑地が整備されるため、生息環境の回復も図られているものと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響は極めて小さいと予測される。
3	アオダイショウ	0	1(1)	春季に放棄水田で成体1個体が確認された。	計画区域外で1個体が確認されたのみだが、本種は森林、水田、住宅地など様々な環境に適応できるため、計画区域内の樹林地や草地、宅地などを広く利用して生息している可能性が考えられる。本事業により、計画区域内の樹林地や草地が改変されるため、本種の生息環境は減少するが、周辺地域にも同様の環境は広く分布している。また、造成地には新たな公園や緑地が整備されるため、生息環境の回復も図られているものと考えられる。従って、事業の実施による本種への影響は極めて小さいと予測される。

表 10.8-26 昆虫類の保全すべき種に対する影響の予測結果

No.	種名	現地調査による確認状況		確認状況	予測結果
		例数(個体数)			
		計画区域	周辺地域		
1	エノキカイガラ キジラミ	4(13)	3(6)	夏季に計画区域内外のエノキ 7 本で計 19 個の虫えいが確認された。	<p>広範囲にわたりエノキの葉に虫えいが確認されたことから、計画区域内外に生育するエノキを寄主植物として広く生息しているものと考えられる。</p> <p>本事業により、計画区域内で虫えいが確認された 4 本のエノキは全て伐採され、生息環境は減少するが、周辺地域のエノキが残存する限り広域的な生息環境は保全されるため、事業の実施による本種への影響は軽微と考えられる。</p> <p>さらに、保全対策として、計画区域内に整備する公園、緑道、緩衝緑地等の植栽木に、郷土種でもあるエノキを積極的に採用することで、本種の生息環境を回復する代償措置を検討している。</p> <p>この保全対策を実施することで、事業の実施による本種への影響は回避できると予測される。</p>
2	ヒメナガメ	1(1)	0	夏季に計画域北西部の草地において、任意採集により 1 個体が確認された。	<p>計画区域内の草地で 1 個体が確認されたが、本種はアブラナ科植物を食草とするため、確認箇所は本来の生息環境ではない。調査地域にはアブラナ科植物の群落は分布していないため、周辺の別の生息地から移動してきた個体が採集されたものと考えられる。</p> <p>本事業により、本種の本来の生息環境であるアブラナ科植物群落を改変することはないため、事業の実施による本種への影響はほとんどないものと予測される。</p>
3	ヤマトモンシデ ムシ	1(1)	2(2)	夏季に計画区域内外の草地において、ベイトトラップにより計 3 個体が採集された。	<p>広範囲で確認されたことから、計画区域内外の草地等に広く生息しているものと考えられる。</p> <p>本事業により、計画区域内の草地等が改変されるため、本種の生息環境は減少するが、周辺地域にも同様の環境は広く分布している。また、造成地には新たな公園や緑地が整備されるため、生息環境の回復も図られているものと考えられる。</p> <p>従って、事業の実施による本種への影響は極めて小さいと予測される。</p>

10.8.3 評価

(1) 工事に伴う影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

工事に伴う動物への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準・目標等との整合の観点

「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年3月、埼玉県）等に定められた動物の保全に係る目標等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

本事業の工事中においては、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の発生等に伴う間接的な影響の可能性が考えられるが、表10.8-27に示す環境保全措置を講ずることで、これら影響の低減に努める。

これにより、工事中における動物への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.8-27 環境保全措置（工事中）

環境要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	騒音・振動の発生	発生抑制	建設機械については、可能な限り低騒音型の機械の使用に努める。	低減	事業者
			建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。		
建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。					
建設機械の整備、点検を徹底する。					
資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。					
資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。					
夜間照明	光環境の変化	資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。			
		工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。			

イ. 基準又は目標との整合の観点

本事業の工事中においては、表 10.8-27 に示した環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲で工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。

(2) 供用時の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

供用時における動物への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準又は目標との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.8-28 に示すとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

動物に関する環境保全措置は、表 10.8-29 に示すとおりである。

計画区域の現況は、主にグラウンドや学校、宅地等の人工改変地であり、まとまった樹林や草地、連続的な水辺環境等は分布していないが、小規模な屋敷林や空地雑草群落等が動物種の生息環境として利用されている。これらの樹林や草地を残存させることができるかの検討を行ったが、面整備事業の特性上、小規模で分散的な樹林や草地に対する回避及び低減措置の実行は困難であった。

しかし、同様の環境は計画区域の周辺にも広く分布しており、広域的には地域個体群の生息を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。さらに、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝緑地等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては、在来植物を中心に選定することで、地域固有の生態系に配慮する計画である。

これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の動物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減又は代償措置が図られているものと評価する。

表 10.8-28 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
埼玉県 5 か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和 4 年度～令和 8 年度）（令和 4 年 3 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と創出 ・生物多様性の保全
「第 4 次埼玉県国土利用計画」（平成 22 年 12 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用
「埼玉県環境基本計画（第 5 次）」（令和 4 年 4 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と創出 ・生物多様性と生態系の保全
「第 3 次埼玉県広域緑地計画」（令和 4 年 3 月、埼玉県）	<p>【緑の将来像の実現に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の環境、社会、経済面の価値向上と可視化 ・市町村や多様な主体との連携、協働 ・身近な緑の活用 <p>【緑のネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成方針 <ol style="list-style-type: none"> ①「緑の核（コア）」をいかす ②「緑の拠点（エリア）」をつくる ③「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成 30 年 3 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り育てる II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる
「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針」（平成 29 年 4 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな田園環境などとの調和を図った産業地を創出
「第 6 次日高市総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」（令和 3 年 3 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と調和したまちをつくる
「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（平成 28 年 6 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の方針 ・閑静な住宅街など良好な住居環境の確保（住居系） ・必要な基盤を確保しつつ、周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保（工業系）
「第 2 次日高市環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」（令和 3 年 3 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり ①みどりの保全と創出 ②水辺環境の保全 ③生物多様性の保全

表 10.8-29 環境保全措置（供用時）

環境要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生息環境の消失	緑地の創出	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。	代償	事業者 進出企業
			公園、緑道及び緩衝緑地等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。		

イ. 基準又は目標等との整合の観点

本事業の供用時においては、動物への影響に対する低減、代償を目的とした表 10.8-29 に示した環境保全措置を講ずることから、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。

